

# 放課後児童クラブのご案内

▶問合せ 子ども課 児童家庭係 (☎95-0120)・各児童クラブ

保護者の就労などにより昼間に留守家庭となるお子さんを対象に、授業が終了した放課後に生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的として、お子さんをお預かりするところです。

※各小学校区ごとにあります。利用には事前申込みが必要です。

## ▶対象となる児童（利用要件）

小学校に就学する1～6年生の原則各児童クラブに自分で通うことのできる児童で、保護者（父母）が次のいずれかに該当し、昼間留守家庭となる児童

- ①昼間に就労している。
- ②出産等の理由により入院している。（入院期間に限る）
- ③疾病等または精神、身体に障がいがあり児童の保育が困難。
- ④同居の親族を常時介護等している。
- ⑤震災等の災害からの復旧に当たっている。
- ⑥その他、これらに類すると認められる状態（資格取得等のための通学等）



## ▶利用時間

- 通常日（学校のある日） 下校時～午後7時
- 長期学校休業日、土曜日および学校代休日 午前7時30分～午後7時

※上記時間内で、留守家庭となる時間が利用できる時間です。

※土曜日、長期学校休業日などの昼食は各自持参です。日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休所日です。

## ▶利用区分と費用（育成料（利用料）と間食代（おやつ代））

利用区分に応じて定めています。

利用区分	通年利用	長期のみの利用 前期（4月～9月） 後期（10月～翌年3月）			
利用日	年間を通じての利用	長期学校休業日、土曜日、学校代休日、短縮授業日（①～③） ①4月の始業式から給食開始前日まで②冬休み終了後の給食開始前日まで③3月の給食終了後から修了式の日まで			
費用 （児童1人につき）	月額				
	育成料	5,000円	半期ごと	前期	後期
	間食代	700円	育成料	10,000円	5,000円
			間食代	1,400円	700円

## 減免制度

育成料を免除する制度です。対象となるのは、生活保護世帯、市民税非課税の母子・父子世帯、就学援助の対象とされた世帯となります。（実費徴収の「間食代（おやつ代）」については、育成料の免除世帯からも徴収します。）

※減免を受けるためには減免申請が必要です。

## 通年利用の多子軽減制度

同一世帯において、通年利用の児童が2人以上いる場合に、最年長児童以外の児童の育成料を1/2にする制度です。

## 利用申込み

子ども課窓口で申請書の配布と受付しています。

年度途中の利用申込みは、翌月1日以降の利用開始を希望する場合は当月の15日までに、翌月の16日以降の利用開始を希望する場合は当月月末までに申請書に必要書類（就労証明書等）を添付してお申込みください。

※お申込み時の児童クラブの状況によっては、ご希望の利用開始日からの利用ができない場合があります。

来年度（令和2年4月以降）の利用申込みについては7ページをご確認ください。

## その他

小学校内で行われる「放課後子ども教室」とは別事業です。「放課後児童クラブ」について、小学校を通じての利用案内や申込み案内はありません。



## 令和2年度（令和2年4月以降）の児童クラブ利用の受付を行います。

令和2年4月から令和3年3月までの間（途中入所含む）で利用を希望する人は、申請書に必要書類（就労証明書等）を添えて受付期間内にお申込みください。

★現在の利用の有無、通年・長期のみの利用区分に関わらず、令和2年度（令和2年4月以降）の利用を希望する人（令和2年度の新1年生から新6年生）は受付期間内にお申込みください。（新1年生への個別案内や小学校からの案内はありません。）

### 1 申請書類配布 10月7日(月)から

配布場所 ○市役所2階子ども課窓口 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く。）  
○各児童クラブ（下表参照）

### 2 申請書受付 11月5日(火)～29日(金)

受付場所 ○市役所2階子ども課窓口 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く。）

### 各児童クラブでの申請書受付について

令和元年11月5日(火)～16日(土)は各児童クラブでの申請書受付を行います。

クラブ名	配布兼申込受付場所	配布兼申込受付時間	電話番号	定員
昭和児童クラブ (ニコニコクラブ)	昭和児童センター	月～金曜日 10:00～18:30	81-1380	65人
南児童クラブ (つばさクラブ)	南児童センター	土曜日 10:00～17:30	83-0385	90人
ハツ田児童クラブ (はやぶさクラブ)	ハツ田児童クラブ	月～金曜日 13:30～18:30	82-6668	65人
	昭和児童センター	土曜日 10:00～17:30	81-1380	
猿渡児童クラブ (どんぐりクラブ)	猿渡児童クラブ ※	月～金曜日 13:30～18:30	82-2339	65人
西児童クラブ (あすなるクラブ)	西児童クラブ ※	土曜日 10:00～17:30	82-3395	105人
花山児童クラブ (豆の木クラブ)	花山児童クラブ	月～金曜日 13:30～18:30	090-7955-3328	80人
	花山児童センター	月～土曜日 10:00～17:30	82-5554	
来迎寺児童クラブ (のびっこクラブ)	来迎寺児童クラブ	月～金曜日 13:30～18:30	090-5601-7227	80人
	来迎寺児童センター	月～土曜日 10:00～17:30	82-5614	

※11月9日(土)西児童クラブ、11月16日(土)猿渡児童クラブは学校行事のため13:30に開所します。

### その他

- ・利用要件により必要書類が異なります。就労証明書など準備に時間のかかる書類がありますので、受付期間前に必要書類を各自ご確認ください。（申請書類と必要書類に不備がある場合は受付できません。）
- ・申請書類の郵送送付は行っていません。電話・郵送での受付もできませんので、直接窓口へお越しください。
- ・受付期間内に申込みを行い、利用要件を満たしていることを確認できた人へ利用決定通知書をお送りします。（令和2年2月上旬送付予定）

### 受付期間後の利用申込みについて

令和2年1月下旬を予定しています。詳しい日程は広報1月16日号でお知らせします。

※受付期間内の利用申込者を優先して受け入れを行います。受付期間内の申込み状況によっては、希望の利用開始日から利用できない可能性がありますので、受付期間内にお申込みください。

